

議案第九六号

三朝町税條例の一部改正についで

三朝町税條例の一部を次の通り改正するものとする

昭和二十九年七月五日提出

三朝町長 坂 出 雅 彦



昭和二十九年七月五日議決

三朝町議會議長 天野 廉三



三朝町稅條例の一部を改正する條例

三朝町稅條例(昭和二十九年三朝町條例第三十三号)の一部を次の様に改正する  
第六十二條の次に次の二條を加える

第六十二條の二、地方稅法第三百八十九條の規定によつて道府県知事が配分  
する価額及び公益のためにする発電施設に對する固定資産稅の稅率は前條の  
規定にかかわらず地方稅法第三百五十條に定める標準稅率とする」

「四、電氣算入促進法又はこれに準じて算入したる固定資産」  
附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年年度より適用する